

# 景品表示法の概要

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。（第1条）

## 景品表示法における不当表示の概要

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う以下の表示

### 1. 優良誤認表示（第5条第1号）

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

内容について、

- ① 実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- ② 事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

### 2. 有利誤認表示（第5条第2号）

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

取引条件について、

- ① 実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

### 3. 商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの（第5条第3号）

6つの分野が告示において指定

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示